

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人佑志会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県日置市伊集院町徳重二丁目5番地5

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 8 年 2 月 1 6 日

(4) 設立登記年月日 平成 8 年 2 月 2 6 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	守屋 豪貴	
理 事	守屋 直子	
同	今村 千春	
同	守屋 佑紀	
同	守屋 佑一	
同	田中 宏美	
監 事	岩元 耕兒	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	守屋病院	4611610306	鹿児島県日置市伊集院町徳重二丁目5番地5	一般病床 19床 療養病床 48床 [医療保険 48床] [介護保険 床] 精 神 病 床 床 感染症病床 床 結 核 病 床 床
診療所				一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人 保健施設				入所定員 名 通所定員 名
介護医療 院				入所定員 名 通所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
グループホーム花々館	鹿児島県日置市伊集院町徳重三丁目3番14	
グループホーム花々館 郡山	鹿児島県鹿児島市郡山町 2157 番地 1	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月29日

令和5年度決算の決定

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

- (9) その他

該当なし

様式 2

法人名 医療法人 佑志会
所在地 鹿児島県日置市伊集院町徳重 2 丁目 5 番地 5

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和 6 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額	890,056 千円
2. 負 債 額	1,426,018 千円
3. 純 資 産 額	△535,962 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	258,594
B 固 定 資 産	631,461
C 資 産 合 計 (A + B)	890,056
D 負 債 合 計	1,426,018
E 純 資 産 (C - D)	△535,962

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人 佐志会
所在地 鹿児島県日置市伊集院町徳重 2 丁目 5 番地 5

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	258,594	I 流 動 負 債	145,303
現金及び預金	155,409	買 掛 金	11,291
事業未収金	99,247	短 期 借 入 金	68,465
たな卸資産	2,983	未 払 金	42,917
前 払 費 用	137	未 払 法 人 税 等	333
その他の流動資産	818	未 払 消 費 税 等	592
II 固 定 資 産	631,461	預 り 金	2,097
1 有形固定資産	580,333	前 受 収 益	0
建 物	390,801	賞 与 引 当 金	19,110
構 築 物	3,215	その他の流動負債	500
医療用器械備品	715	II 固 定 負 債	1,280,714
その他の器械備品	1,609	長 期 借 入 金	1,262,909
車両及び船舶	2,209	その他の固定負債	17,805
土 地	164,375	負 債 合 計	1,426,018
その他の有形固定資産	17,410	純 資 産 の 部	
2 無形固定資産	2,693	科 目	金 額
ソフトウェア	2,469	I 出 資 金	50,000
その他の無形固定資産	224	II 積 立 金	△585,962
3 その他の資産	48,435	繰越利益積立金	△585,962
長期前払費用	38,114	III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
その他の固定資産	10,321	純 資 産 合 計	△535,962
資 産 合 計	890,056	負債・純資産合計	890,056

法人名 医療法人 佑志会
所在地 鹿児島県日置市伊集院町徳重 2 丁目 5 番地 5

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		629,444
2 事業費用		
(1)事業費	654,246	
(2)本部費	0	654,246
本来業務事業損失		△24,802
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		△24,802
II 事業外収益		
受取利息	8	
その他の事業外収益	7,487	7,495
III 事業外費用		
支払利息	11,871	
その他の事業外費用	4	11,875
経常損失		△29,182
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純損失		△29,182
法人税・住民税及び事業税	333	
法人税等調整額	0	333
当期純損失		△29,515

法人名 医療法人 佐志会
所在地 鹿児島県日置市伊集院町徳重二丁目5番地5

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
無	無	無	無	無	無	無	無

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人佑志会

理事長 守屋 豪貴 殿

私（注1）は、医療法人佑志会の令和5年会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- （1）事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- （2）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- （3）計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- （4）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年 5月29日

医療法人佑志会

監事 岩元 耕兒

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動損益計算書、キャッシュフロー計算書及び付属明細表」とする。